

※ 糸魚川市立糸魚川中学校いじめ防止基本方針

【令和元年5月27日改定】

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立糸魚川中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

生徒に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。（法第4条より）

④ 学校の責務

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

（2）いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

（1）基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体をととして、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係

能力を高める。

ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

エ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。

オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査（5月、10月、随時）
- ・生徒対象の教育相談を通じた調査（4月、11月、随時）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（随時）

イ いじめ相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（2）いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「生徒指導部会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じて自校の教職員やスクールカウンセラー、教育相談員、外部関係者とする。

③ 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

（3）いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。

② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。

③ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。

- ⑤ いじめを行った生徒へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 取組の重点

(1) 生徒、教職員のいじめについての認識の深化

- ① 職員研修の着実な積み重ね
- ② 学級や学年活動時における指導の充実(いじめ防止学習プログラム、中1ギャップ解消プログラムの活用)
- ③ 事例をとおした認識の深化の積み重ね(ケース会議)
- ④ 生徒の心情を理解するカウンセリング研修の実施

(2) 生徒の内面の適切な把握

- ① 実効性のあるアンケート調査の実施(生活アンケート、hyper-QU テストの活用)
- ② 清掃や休み時間等、生徒とのふれあいの時間の確保
- ③ 定期教育相談の充実や生活の記録(デイリーライフ)の一層の活用
- ④ 教育相談員、ハートフル相談員等との連携の強化

(3) 機能する組織、指導体制

- ① 生徒指導部会、不登校対策部会等における情報の集約と管理職への報告の徹底
- ② いじめのサインを認知した場合の即時対応
- ③ 生徒指導部会、不登校対策部会の機能の見直し
- ④ 保護者との連携の強化

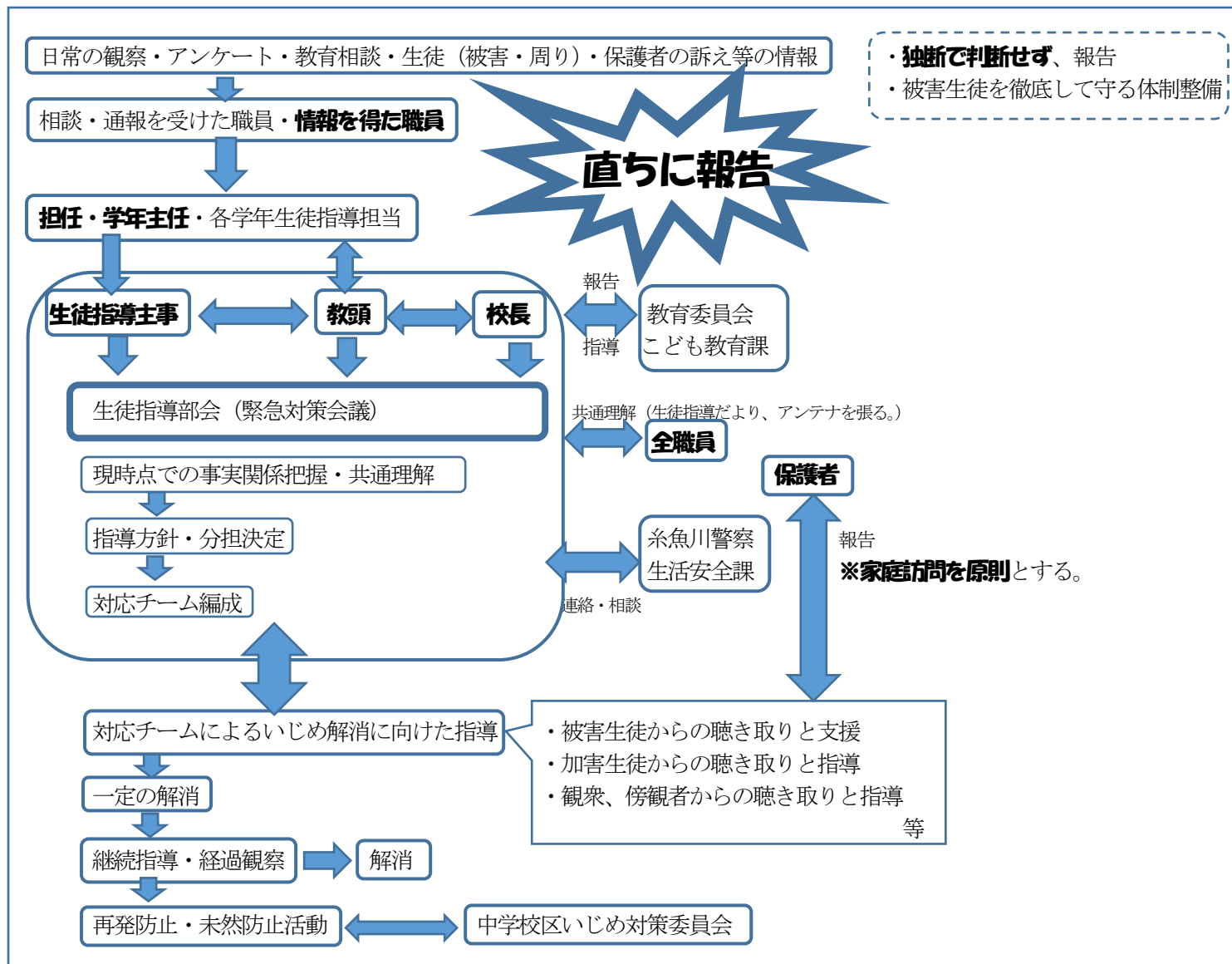
(4) いじめを許さない学校風土の確立

- ① 生徒会のいじめ見逃しゼロ活動の活性化
- ② お互いを認め合い支え合う学級集団づくりの一層の推進（学級指導計画の位置付けの見直し）
- ③ 地域貢献活動の位置付けと内容の深化
- ④ 学校評議員制度の機能強化（学校運営協議会のモデル校指定へ向けた取組）

5 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○生徒理解研修 ○生徒指導部会の開催 (通年：週1回を基本)	○いじめ見直しゼロスクール等の 人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○生活アンケート ○教育相談	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○PTA活動の充実(通年) ○学校公開
5	○生徒の情報交換	○Q - U検査 ○生徒総会 ○いじめ見逃しゼロ強調運動(通年)	○広報活動
6	○生徒の情報交換	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○合同各種大会	○広報活動 ○各種大会への支援
7	○Q - U研修 ○学校評価(前期) ○生徒の情報交換 ○中学校区いじめ対策委員会	○球技大会 ○地区・県各種大会 ○1学期の振り返り	○保護者懇談会 ○学校公開 ○各種大会等支援 ○広報活動
8	○生徒理解研修 ○学校評価(前期)	○家庭・地域での活動の充実 ○吹奏楽コンクール	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動 ○防犯パトロール
9	○生徒の情報交換	○体育祭 ○生活アンケート ○地域貢献活動	○学校公開 ○広報活動
10	○生徒の情報交換	○各種新人大会 ○Q - U検査 ○合唱コンクール	○各種新人大会への支援 ○広報活動
11	○生徒の情報交換	○教育相談 ○いじめ見逃しゼロスクール集会	○広報活動 ○入学説明会
12	○生徒の情報交換	○2学期の振り返り	○保護者懇談会 ○広報活動
1	○学校評価(後期) ○生徒の情報交換	○生活アンケート ○体験入学	○広報活動
2	○生徒の情報交換	○生徒総会 ○卒業、進級に向けた取組	○広報活動
3	○学校評価(後期)新年度体制づくり ○中学校区いじめ対策委員会	○年度の振り返り ○卒業式	○卒業式

6 いじめを認知した場合の対応（フローチャートと留意点等）



【留意事項等】

（１）対応チーム

①学年部、生徒指導部を中心に対応チームを編成する。 ②市相談員、ハートフル相談員、部活動顧問などケースにより柔軟に編成する。

（２）正確な事実確認

①１つの事案にとらわれずに、**いじめの全体像**を把握する。（**５Ｗ１Ｈで、必ず記録をとる**） ②**複数の職員**で聴き取りを行う。 ③加害生徒が被害生徒や通報者に圧力をかけないように配慮する。

（３）指導方針

①**指導のわらい**を明確にする。 ②**全職員の共通理解**を図り、**役割分担**を確認する。 ③場合によっては、関係機関（警察、児童相談所）との連携を図る。

（４）被害生徒への支援

①**徹底して守り抜く**ことを本人・保護者に伝える。 ②指導や対応を説明し、不安な点を聴き取り、対応策を示す。 ③表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

（５）加害生徒への指導

①いじめを行った**背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導**する。 ②どうすべきであったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。 ③保護者に事実を説明する。

（６）観衆、傍観者への指導

①いじめは学級や学年など全体の問題として対応する。 ②いじめは絶対に許されない人権侵害行為であること、いじめ見逃しゼロに本気で取り組む姿勢を示す。 ③人権意識の醸成を図る。

（７）継続支援

①チームによる見守りを行う。 ②**定期的な個人面談**を行う。（担任、市相談員、ハートフル相談員など） ③**定期的な家庭連絡**を行う。（変容、現状） ④進級、進学に伴う**引継ぎ**を行う。（学級編成）